㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小綱木二八〇、二八五、二八九、二九〇、字大道七五七、七六一、字数河内一九六、一九七、字山ノ内一七〇から一七四まで、字草場五九一、五九二、字真弓二〇八

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県石川郡平田村大字下**蓬**田字乙空釜七九五、八〇四の二、大字北方字楢坂一一一、一二三の三、字皿目木二三

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び平田村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町中荒井字小田沢二三六〇の二、二三六〇の三一、二三六〇の三四から二三六〇の四三まで、二三六〇の四五から二三六〇の五六まで、二三六一の一から二三六一の二一まで、二三六一の二三から二三六一の六六まで、二三六一の六八、藤生字畑之沢二三〇四、字曲窪二二六二の一、字北ノ平二二六三の一、針生字駒戸山一七二四の七、糸沢字中沢山三三二一の一

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町滝原字寺**久**保八三三から八八五まで、八八六の一、八八六の五、八八六の一、八八六の二、八八七から九〇〇まで、九〇四のイ、九〇四の口、一六一〇の一、一六一〇の三、一六一一から一六一七まで、一七七六の一、一七七六の二、一七七七の三、一七七七の六、一七七七の九から一七七七の一一まで、一七七七の一三から一七七七の一五まで、一七七七の口、字大**久**保一六一九の一、一六一九の二、一六二一、一六二二、一六二五から一六三〇まで、一六三一の一、一六三一の四、一六三一の五、一六三一の口、一六三二、一六三六、字折越八七九から八八二まで、字反間九〇五、九〇六、九〇七の一から九〇七の三まで、九〇八から九一〇まで、九一一の一、九一二の一、九一二の二、九一三、九一四の一、九一五の一、九一六の一、九一九の一、九二七の一、九二八の一、川島字上山一九五三、一九五五の三から一九五五の五まで、一九五五の二一から一九五五の二七まで、一九五五の三七から一九五五の四〇まで、一九五五の四二、一九五五の四三、字宮前二〇の口、二六、一九二七から一九二九まで、一九三一、金井沢字後山一二五一の一から一二五一の六まで、一二五二から一二六〇まで、一二六一の一から一二六一の三二まで、一二六四から一二七一まで、一二七二の一から一二七二の一四まで、字中村一九五の三五まで、一九五五の三七から一九五五の四〇まで、一九五五の四二、一九五五の四三、字宮前二〇の口、二六、一九二七から一九二九まで、一九三一、金井沢字後山一二五一の一から一二五一の六まで、一二五二から一二六〇まで、一二六一の一から一二六一の三二まで、一二六四から一二七一まで、一二七二の一から一二七二の一四まで、字中村一九五

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡塙町大字植田字小川崎一一四の一、大字板庭字広瀬九一の一、九一の二、九二から九四まで、九八の三、一四七の一六から一四七の二五まで、一四七の二七から一四七の四七まで、一四七の五一から一四七の五三まで、二〇六、二〇八の一、二一二、字板庭二六六の一、二六六の二、二六七の一、二六八、二六九、二七〇の一から二七〇の三まで、二七一の一から二七一の三まで、大字上渋井字仲舘一九、二一の一、二二から二四まで、二七、字宮田町七八の一、九六

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県南会津郡南会津町針生字下広窪四三三の一六、四三三の一八、四三三の二七、高野字堂平山二七四三の一から二七四三の一四まで、字猿倉山二七三七の一、二七三七の一〇、二七三七の一一、金井沢字向山一二二〇の一、一二二〇の四六、一二二〇の四八、中ノ井字大峯山甲六〇七、甲六一七、湯ノ花字唐沢丁一二二五の一、丁一二二五の五〇から丁一二二五の五八まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養